

高齢者福祉特集号

ふれあいと思いやりのある在宅福祉の推進

市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、様々な在宅福祉サービスを推進しています。ぜひ、お気軽にご相談ください!

家具転倒防止器具の取付はお済みですか?

近年発生した地震で怪我をした原因を調べると、約50%の人が、家具類の転倒、落下、移動によるものです。

そのような被害を防ぐため、家具類の転倒・落下防止が大切です。市では、ご自身では家具転倒防止器具などの取付作業が困難な高齢者や障がい者の世帯に対し、家具転倒防止器具の取付けを代行しています。



対象者

- (1) 65歳以上の高齢者で構成された世帯
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者健康福祉手帳の交付を受けている者のみにより構成される世帯

対象となる家具

寝室または居間にあるタンス、食器棚、書棚などの家具など

利用者負担

家具転倒防止器具の購入代金(器具はご自分で用意していただきます。)



もしものときのために…! 緊急通報システムをつけませんか?

市では、ひとり暮らしの高齢者などが安心して自宅で生活できるよう、病気や怪我などの緊急時に、ボタンを押すだけで直ちに警備会社に連絡される「緊急通報システム」を貸し出しています。



対象者

- (1) おおむね65歳以上のひとり暮らしの方など
- (2) 前年の合計所得が160万円未満の方(ただし、合計所得金額が160万円以上であっても年金収入にその他の合計所得を加えた額が280万円未満は対象)

利用者負担 無料

高齢者などへ住宅整備資金の貸付制度があります

高齢者などが、生涯住み慣れた地域、住み慣れた家で自立した日常生活を営むことができるように、また、介護者の負担を軽減できるよう浴室やトイレの改造、家の中の段差の解消、手すり、スロープの設置などの住宅の整備に対し、その資金を無利子で貸し付けます。

対象者

- (1) 申請時の年齢が65歳以上の方
- (2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害の程度が4級以上の方
- (3) 千葉県が交付する療育手帳を所持する方で、その障害程度が最重度または重度の方

限度額

限度額は300万円です。整備する場所ごとに上限を定めていますので、詳細はお問い合わせください。



申請ができる人の条件

高齢者等、またはその家族(申請時の年齢が20歳以上65歳未満の方)で、次の要件を満たしている方

- ・世帯の生計を維持していること
- ・連帯保証人を立てられること
- ・市税を完納していること
- ・前年の総収入が、この貸付金の年間償還額の10倍以上であること
- ・生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護を受けていないこと

※その他、詳細につきましてはお問い合わせください。

他にも、こんな在宅福祉サービスがあります!

サービスによっては、利用条件があります。詳細につきましては、高齢者支援課までお気軽にお問い合わせください。

1 介護予防・生活自立の支援

●介護支援ボランティア事業(介護支援しあわせポイント)

介護支援ボランティアとして市に登録し、市内の老人ホームなどでボランティア活動を行うと実績によりポイントが付与され、ポイントに応じ「ゆりの里」の商品券などに交換できるものです。

●生きがい活動支援通所事業(いきいきサロン)

家に閉じこもりがちな高齢者に生きがいと社会参加を進め、閉じこもりを防止するため、ゲーム、体操やおしゃべりをするための場を設けています。(要支援、要介護認定を受けていない方が対象です。)

2 ひとり暮らし高齢者の支援

●生活支援用具の給付

用具…火災警報器(寝室)、ガス警報器、電磁調理器、漏電ブレーカー等
※既に自宅に用具が設備されている方は給付の対象となりません。

●救急医療情報キットの配布

かかりつけ医療機関や持病などの救急時に必要な情報を記入した救急情報シートを保管する救急医療情報キットを配布し、緊急時に備えるものです。

3 認知症高齢者の支援

●介護マークの配布

認知症の人など外見では症状が分からない人とトイレに同行するときや、男性が女性用下着を購入するときなどに誤解や偏見を避けるために表示するマークを配布しています。

●認知症おでかけ安心シールの配布

認知症などにより、外出後帰宅できなくなる恐れのある高齢者の家族等に対し、二次元バーコード等が記載された「認知症おでかけ安心シール」を配布しています。

対象者を発見した際にこのバーコードを読み取ると、あらかじめ登録

された家族等の連絡先に通知が届き、対象者の早期帰宅への支援につながるものです。

4 高齢者の家族を支援

●理容師派遣

要介護3以上の認定を受けており、理髪に行くことが困難な在宅の方に、理容師を派遣します。(自宅訪問にかかる部分を市が負担します。理髪にかかる費用は別に発生します。)

●家族介護用品(紙おむつ等)支給

要介護認定を受けた方を在宅で介護している家族に介護用品(紙おむつ等)を支給します。

●家族介護教室の開催

介護に役立つ知識と技術の習得や、介護者自身の心身健康のための情報提供、介護者同士の交流の機会として教室を開催しています。開催日時、場所、内容等についてはお問い合わせください。

5 その他の支援

●はり・きゅう・マッサージ施術費の助成

市に登録のある施術所で利用できる券(1枚につき800円助成)を、年間12枚を限度に交付します。申請月により交付枚数が異なりますので、ご利用の方はお早めに申請をお願いします。

●世代間支え合い家族支援事業

離れて暮らしている高齢者と子などが市内で同居または近隣に居住するために、新築、購入・改修築をした場合は最大30万円、持家に同居するために引越しのみをした場合は最大5万円を助成しています。また、住宅金融支援機構のフラット35子育て支援型の対象事業です。

「●認知症おでかけシール」「●家族介護教室の開催」についての問い合わせ 高齢者支援課 地域包括支援班 ☎0438(62)3225



住民と協力した高齢者が住みやすい 地域づくりが始まっています!!

～生活支援体制整備事業～



高齢者の方が住み慣れた地域で生活を継続するためには行政や医療、介護による支援に加えて、地域の方たち同士のつながり、協力による支援がますます大きな役割を担ってきています。

本市では、既に活動している地域の住民同士の支え合いの充実と他地域への波及を支援するために「生活支援体制整備事業」を実施しています。

この事業では、地域住民による自主的な支え合いの展開を「協議体」「生活支援コーディネーター」の2つを通じて支援をします。

●協議体とは

地域で活動する方と地域の課題などの情報を共有し、その地域ならではの支え合いの仕組みづくりを話し合います。現在「昭和・根形」「長浦・蔵波」「平岡・中富」の3つの地区の協議体が活動をしています。

●生活支援コーディネーターとは

協議体と連携し、活動する方向士のつながりの充実・強化を図り、また地域の抱える悩み事・課題について住民の方と一緒に考え、問題解決に取り組む役割のことで、本年度から袖ヶ浦市社会福祉協議会の協力により1名の生活支援コーディネーターが配置されました。

市では、今後この取り組みを積極的に推進していきます。

【お問い合わせ・ご相談】

- 袖ヶ浦市役所 生活支援体制整備事業 担当
高齢者支援課地域包括支援班 ☎0438-62-3225
- 生活支援コーディネーター(担当地区 長浦・蔵波地区)
袖ヶ浦市社会福祉協議会 地域福祉係 ☎0438-63-3888

シルバー人材センターで働いてみませんか?

シルバー人材センターでは、お互いに助け合いながら、いろいろな仕事に従事しています。生涯にわたって心身ともに健康で、いきいきと暮らしていくことができるよう、あなたの技能・経験・知識を活かしながら、仲間づくり、生きがいづくり、さらには地域貢献の場として活躍してみたいはいかがでしょうか?

対象の方 ・市内に在住の方 ・健康で働く意欲のある60歳以上の方
・センターの目的に賛同できる方

主な仕事 ・植木の手入れ ・草取り、草刈り、農作業 ・事務所内清掃
・公共施設管理人 ・仕分、梱包 など

※その他、詳細につきましては下記問い合わせまでご連絡ください。

問い合わせ 袖ヶ浦市シルバー人材センター ☎0438 (63) 6053

敬老会を開催します

70歳以上の方のご長寿を祝し、これからもお元気に過ごしてほしいという願いを含め、各地区社会福祉協議会主催で敬老会を開催します。

皆様のお越しをお待ちしております。

対象者 70歳以上の市民の方

内容 演芸発表や金婚(結婚50周年)記念品の贈呈、抽選会など

主催 市内各地区社会福祉協議会



地区	開催予定日	場所	開演時間
昭和	9月17日(月・祝)	市民会館	12:20
長浦	10月14日(日)	長浦小学校	13:00
蔵波	10月14日(日)	蔵波小学校	13:00
根形	9月17日(月・祝)	根形公民館	13:00
平岡	9月17日(月・祝)	平岡公民館	12:30
中富	9月17日(月・祝)	平川公民館	13:00

※70歳以上の方へのハガキでの個別通知は行いません。ご近所・お友達等お誘いあわせのうえ、ぜひご来場ください。

問い合わせ

社会福祉協議会 地域福祉係 ☎0438 (63) 3888

シニアクラブに参加してみませんか

～9月から11月まで募集強化月間です～

袖ヶ浦市シニアクラブ連合会では、9月から11月までの間「シニアクラブ会員募集強化月間」を実施しています。また、強化月間以外でも随時会員を募集しています。

シニアクラブは、

高齢者の「生きがいづくり」

「健康づくり」

「仲間づくり」を行いながら

同世代で支えあい「より良い地域づくり」を目指して様々な活動をしています。

主な活動 グラウンドゴルフ・ペタンク・カラオケ・お茶会など

入会資格 市内在住の概ね60歳以上の方

問い合わせ

社会福祉協議会 地域福祉係 ☎0438 (63) 3888



高齢者の皆さんの身近な相談窓口…地域包括支援センター

介護・医療・福祉等の関係機関や地域の方々と協力して解決をお手伝いします。

介護や生活上の相談

介護保険サービスやその他のサービスの利用について説明し、高齢者の皆様とご家族を支援します。

成年後見のこと

認知症で財産管理など判断ができなくなってきた場合に法的に支援する制度です。申立てなど手続きを説明します。

気になる高齢者のこと

一人暮らしでポストに郵便物がたまっている…といった場合に、安否確認や介護サービス利用の手続き等をお手伝いします。

認知症に関する事業

医療と介護の連携のための取り組み

介護予防を応援します

要支援1・2の方などの介護予防ケアプランを作成し支援します。また介護予防の各種教室などを実施します。



権利を守ります

高齢者を狙った振込詐欺や悪質な訪問販売の被害が増えています。「おかしい」と感じたらすぐに相談を。警察や消費相談センター等と協力して対応します。

ご相談はお近くの窓口へ
業務時間 月～金
8:30～17:15
(祝日年末年始除く)

長浦地区担当

■ながうらサブセンター(長浦おかのうえ図書館1階)
☎64-2100

▲サニーヒル(ランチ)(特別養護老人ホームサニーヒル内)
☎63-0058

平岡・中川富岡地区担当

■ひらかわサブセンター(平川公民館1階)
☎75-3344

▲袖ヶ浦瑞穂(ランチ)(特別養護老人ホーム袖ヶ浦瑞穂内)
☎60-5566

昭和・根形地区担当

■地域包括支援センター(袖ヶ浦市役所 高齢者支援課1階11番窓口)
☎62-3225

▲袖ヶ浦菜の花苑(ランチ)(特別養護老人ホーム袖ヶ浦菜の花苑内)
☎62-6151

※ランチは24時間365日対応。また地域の高齢者宅を訪問していません。(事前連絡は行いません)

